令和８年（フ）第６７号
千葉県長生郡一宮町一宮2508番地４　サンク一宮107号、開始決定時の住所千葉県長生郡一宮町東浪見1651番地２　ソレイユ小安103号室
破産者　天海　志乃
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
千葉市中央区今井２丁目９番８号　メゾン蘇我102号
破産者　片岡　正俊
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２７２号
大阪市淀川区西中島五丁目１番８―511号
破産者　株式会社ＷＷｉｎｇ
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２８号
札幌市南区澄川５条６丁目９番１－３号
破産者　株式会社ヘリオス
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５４号
埼玉県富士見市関沢三丁目７番31号アスティオン朱鷺205
破産者　株式会社ＭＯＡＮＡ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１７号
千葉県船橋市市場３－３－１　公益財団法人復光会　介護老人保健施設　やすらぎ、住民票上の住所千葉県市川市国府台５丁目11番11号
破産者　植草　利幸
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４４号
千葉県市原市松崎74番地の95
破産者　柴田由美恵
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５４号
千葉市若葉区小倉町882―２
破産者　株式会社Ｗ．Ｏｎｅ　Ｈｅａｒｔ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５５号
千葉市緑区誉田町２丁目４番地15
破産者　小松　利治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５６号
千葉市緑区誉田町２丁目４番地15
破産者　小松裕美子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３号
千葉県佐倉市並木町204番地３、開始決定時の住所千葉県佐倉市臼井1413番地91
破産者　坂倉　忠芳
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３１号
千葉県富里市久能238番地37
破産者　伊藤　　恵（旧姓名雪）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４６号
千葉県成田市新田280番地４
破産者　諸岡　竜二（旧姓石橋）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１２４３号
東京都東久留米市大門町二丁目12番３―408号
破産者　鈴木　武治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４４号
東京都東久留米市大門町二丁目12番３―408号
破産者　鈴木　裕子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５９号
東京都東大和市南街３丁目57番地の10コーポタナカ201号
破産者　三浦　裕司
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５７号
川崎市多摩区南生田２丁目19番４号プラッシュガーデンＧロッソＥ号棟
破産者　株式会社勢和
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第１１５号
名古屋市北区西味鋺１丁目110番地
破産者　毎日タクシーグループ株式会社
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５６号
三重県鈴鹿市長太栄町三丁目１番７号　ユーサレム101号室
破産者　山口　浩稔
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市高塚町1841番地の272、前住所三重県鈴鹿市末広北二丁目７番40号　ウッドベルステージ301
破産者　永戸溶接こと　永戸　裕大
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５５０６号
大阪府豊中市上津島２丁目10番２号
破産者　有限会社ダイユウ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部